

01



## 自転車の交通反則通告制度（青切符）が 令和8年4月1日より導入されます！

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に「青切符（交通反則通告制度）」が導入されます。これにより、自転車で交通ルールを守らなかったときの扱いが、今までとは大きく変わります。

これを機に、自転車の基本的なルールや新しい制度について確認し、学芸大学駅周辺の安全で安心な環境づくりに一緒に取り組んでいきましょう。

### (1) 自転車の基本的な交通ルールのおさらい

#### ① 車道を通行するときのルール

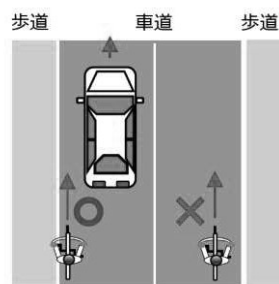
自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、**原則として、車道を通行し、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。**

#### ② 歩道を通行できるときルール

自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合、自転車で歩道を通行することができます。

- 道路標識等で歩道通行が許可されている（右図の標識）。
- 運転する人が13歳未満、70歳以上、身体の不自由な人。
- 道路工事やたくさんの駐車車両で車道の左側を走れないとき、または車の通行量が多く道が狭いため、接触事故の危険が高いときなど。

なお、**歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。**



<車道通行の際のイメージ図>



「普通自転車歩道通行可」の  
道路標識・道路標示

### (2) 交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは

#### 青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

信号無視 6,000円 <small>点検警告を課せられた場合 5,000円</small>	一時不停止 5,000円	右側通行 6,000円
--	-----------------	----------------

携帯電話使用等 (保持) 12,000円	遮断踏切 立入り 7,000円	制動装置 (ブレーキ)不良 5,000円
----------------------------	-----------------------	----------------------------

車これらの違反は一例になります。



重大な違反※をしたときは交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)

さらに！  
信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

街とともに、人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
警視庁  
交通安全を助成、啓蒙活動、啓蒙活動  
TOKYO SAFETY ACTION  
https://www.safetyaction.tokyo/

<啓発ポスターと  
違反例の一部について>

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。

一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。

2026年(令和8年)4月1日から、自転車にも「交通反則通告制度」が適用されます。

**改めて、自転車の交通ルールを確認し、思いやりのある自転車利用を心がけましょう！**

#### 【主な罰則の例】

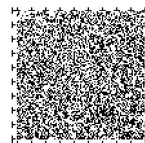
運転中の携帯電話使用等：12,000円

信号無視：6,000円

一時不停止：5,000円

右側通行：6,000円

※詳細は、警視庁のHPをご確認ください。



# 02

## 交通安全対策整備工事について



学芸大学駅周辺では、“交通安全対策”の取組として、『あんしん歩行エリア形成事業計画』に位置づけた事業を平成23年度から計画的に進めてきました。

改めてこれまで実施してきた交通安全対策の整備メニューを振り返るとともに、令和7年度に実施した工事の報告と令和8年度の工事の予定をお知らせいたします。

### (1) 交通安全対策の整備メニューについて

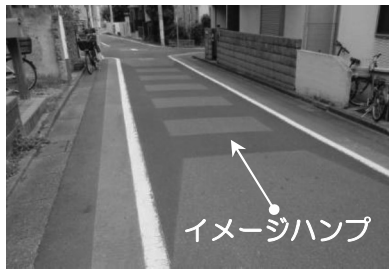
これまで実施してきた交通安全対策の整備メニューは以下のとおりです。

#### 【主な整備内容】

- 車両から歩行空間を明確に示すことを目的として、路側帯（歩行空間）のカラー化（緑色）、車両のスピード抑制のため、交差点手前での「強調表示」【写真①参照】、車道に凹凸があるように見えるハンプを設置【写真②参照】、ポストコーンを設置【写真③参照】、センターラインの消去【写真④参照】
- 交差点で歩行者の安全を確保するため、車道を狭くし、歩行スペースを広げるための交差点改良【写真⑤参照】
- 車両への注意喚起を目的として、あんしん歩行エリア入口に標識を設置【写真⑥参照】



【写真①】



【写真②】



【写真③】



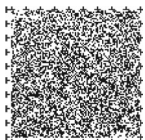
【写真④】



【写真⑤】



【写真⑥】



右のQRコードより、WEB版の閲覧が可能です。  
(バックナンバーもご覧になれます。)



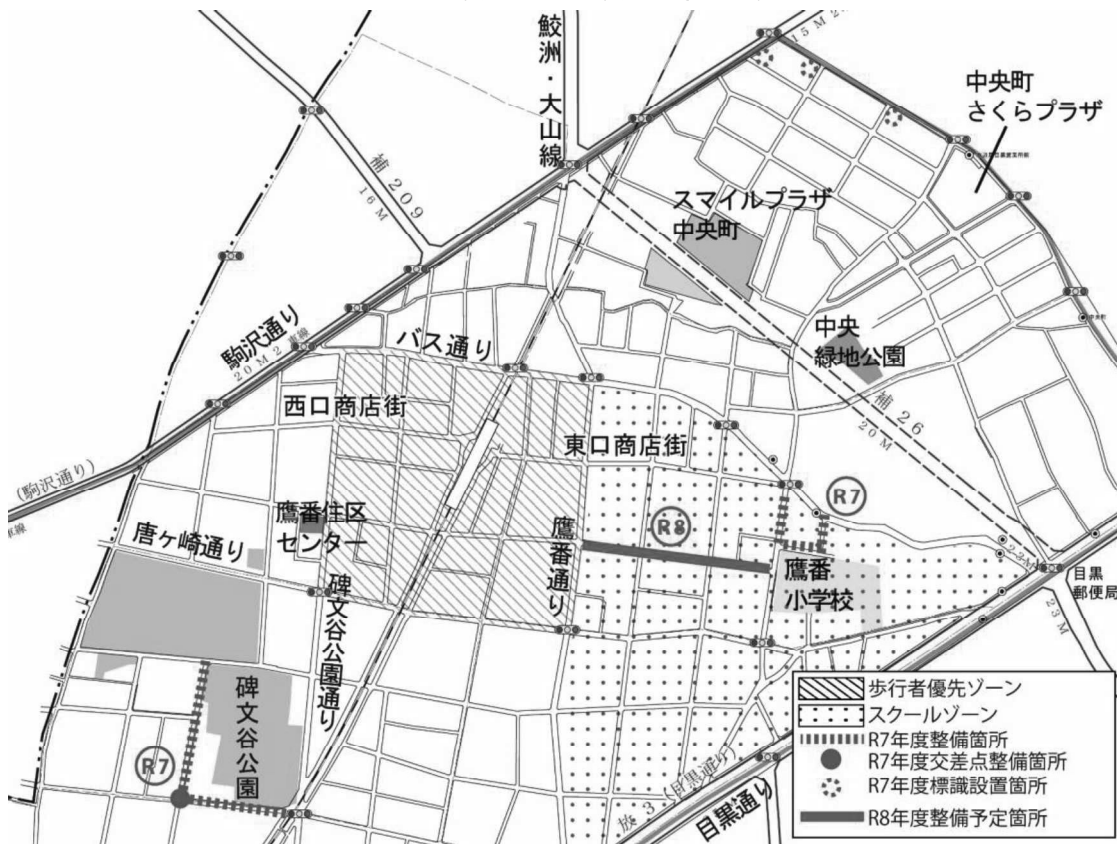
## (2) 令和7年度の工事報告と令和8年度の工事予定について

令和7年度は、鷹番小学校北側の一部や碑文谷公園西側・南側路線の一部において、路側帯のカラー化の工事を行いました。また、駒沢通り付近のエリア入口に、あんしん歩行エリアを明示した標識の設置を行っています。

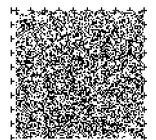
令和8年度は、鷹番小学校西側の東西道路において路側帯のカラー化を行う予定です。



### <R7年度・R8年度工事箇所>



### <R7年度整備工事完了後の現地写真>



## 自転車の押し歩きにご協力をお願いします！ ～押しちゃりキャンペーン実施中～

03



「押しちゃりキャンペーン」は、商店街が中心となり、人と自転車、自転車同士の接触事故を防止し、地元住民や来訪者が安心して安全・快適に移動や買い物ができる歩行者優先の街づくりを目指し、平成26(2014)年10月から、毎月実施しています。

また、春と秋の全国交通安全運動期間には、「規模拡大！押しちゃりキャンペーン」として近隣町会や学校関係者、碑文谷警察署、東急電鉄、東急ストア、商店街関係者の方など多くの方のご協力により実施しています。

次回は、令和8年4月7日午後3時から実施する予定です。



押しちゃりキャンペーン  
毎月第1月曜日午後3時から4時  
(日時を変更する月もあります。)

押しちゃり：自転車の押し歩きを  
促進するための愛称

令和7(2025)年4月実施の「規模拡大！押しちゃりキャンペーン」の様子

No.010

コラム

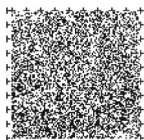
### 「学芸大学駅周辺地区内の無電柱化推進に関する要望書」を 目黒区長へ提出し、受理されました！

「地域街づくり研究会（学芸大学駅周辺の無電柱化を考える会）」は、無電柱化モデル路線の調査・検討を行い、他地区の事例研究をはじめ、電気・通信事業者へのヒアリングを実施しながら、「学芸大学駅周辺 無電柱化計画」として、取りまとめを行い、令和7年7月31日「学芸大学駅周辺地区内の無電柱化推進に関する要望書」を目黒区長へ提出し、受理されました。

学芸大学駅周辺地区内の無電柱化を早期に進めるため、更なるご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



<目黒区長へ要望書提出の様子>



問い合わせ先：目黒区都市整備部都市整備課街づくり調整係  
電話：03-5722-6846  
E-mail：tosei03@city.meguro.tokyo.jp